

包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格

レベル 2（中級／CPCS-2）に係る細則

平成 29 年 4 月 22 日 理事会承認

令和 4 年 3 月 5 日改定 常任理事会承認

令和 7 年 9 月 28 日改定 常任理事会承認

（目的）

第 1 条 この細則は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程第 5 条の規定のうち、レベル 2（中級／CPCS-2，以下「CPCS-2」という。）に係る資格認定に必要な要件，申請手続等を定めることを目的とする。

（CPCS-2 の資格取得要件）

第 2 条 認定を受けることができる者は、包括システムについて、レベル 1（基礎／CPCS-1，以下「CPCS-1」という。）を取得した後，必要な研修を受け，解釈の基本を修得したと認められる者とする。

2 認定を受けようとする者は、包括システムによる日本ロールシャッハ学会（Japan Rorschach Society for the Comprehensive System 略称 JRSC）が主催もしくは共催する CPCS-2 の必須研修会を受講し，理解度確認のための試験に合格するとともに，必要なポイントを取得しなければならない。ただし，必須研修会において事例を提出した者は，必須研修会のポイントについて，優遇措置を受けることができる。

なお，必須研修会の種類，参加者及び事例提出者のポイント等については，別紙のとおりとする。

3 CPCS-2 の必須研修会は，JRSC の学会員（以下「学会員」という。）でなくても受講することができるが，その場合には，次のいずれかの条件を満たす者とする。

（1）対人援助専門職者であり，守秘義務を有する者

（2）臨床心理学コースあるいは関連分野に在籍する大学院生かその修了生

（資格取得要件の例外）

第 3 条 CPCS-1 を取得し，CPCS-2 の必須研修会の講師を 3 回以上務めた者のうち，JRSC の常任理事会又は理事会で承認された者は，申請の際に CPCS-2 の必須研修会の受講並びに理解度確認のための試験が免除される。

（研修会）

第 4 条 CPCS-2 の必須研修会は，別紙のとおりとする。

(申請手続)

第5条 申請者は、学会員でなければならない。

2 申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出する。

3 申請者は、申請の時点で、資格審査料を支払う。

(資格審査)

第6条 申請者は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会の審査を経て、常任理事会又は理事会の審議により CPCS-2 が認定される。

(交付される証書等)

第7条 資格の認定を受けた者には、CPCS-2 認定証書及び認定番号が交付される。

2 交付された証書等は更新の要なく、保持できる。

(受講料及び資格審査費用)

第8条 CPCS-2 の A 研修会の受講料は、学会員 10,000 円、非学会員 20,000 円とする。
ただし、CPCS-2 の A 研修会において理解度確認試験の受験を希望しない場合の受講料は、学会員 8,000 円、非学会員 16,000 円とする。

なお、CPCS-2 の A 研修会の再受講を希望する場合の受講料は同額とし、理解度確認のための試験の再受験のみを希望する場合の受講料は学会員 5,000 円、非学会員 10,000 円とする。

2 B 研修会において受講料を徴収する場合は、その都度、設定するものとする。

3 資格審査料は、10,000 円とする。

(細則の改正)

第9条 本細則の改正は、常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。

(別紙)

CPCS-2 の必須研修会の種類，参加者及び事例提出者のポイント等について

平成 29 年 4 月 22 日理事会承認

1 必須研修会の種類等

- (1) CPCS-2 取得のための必須研修会は，**A** 研修会と **B** 研修会の 2 種類とする。
- (2) CPCS-2 研修会において，大幅な遅刻又は早退のあった者は参加を認定されず，理解度確認のための試験も受験できない。

2 A 研修会

- (1) **A** 研修会は，JRSC が主催もしくは共催するクラスター解釈に関する研修会とする。
- (2) **A** 研修会においては，理解度確認のための試験を実施する。

3 B 研修会

- (1) **B** 研修会の条件は次の全てを満たすものとする。
 - ア JRSC が主催もしくは共催する研修会であること
 - イ 講師が JRSC の会員であること
 - ウ 包括システムによるロールシャッハ・テストを用いた事例検討が研修会の中心であること
 - エ プロトコル，スコアの継列，構造一覧表等の必要なデータが提供され，対象者の自己理解や心理支援のための事例検討であること
 - オ 1 回の研修時間が 5 時間以上の研修会であること
- (2) (1) とは別に，以下の条件を全て満たすものも **B** 研修会と認める。
 - ア レベル 3（指導者／CPCS-3，以下「CPCS-3」という。）の取得者が主催する研修会であること
 - イ 講師も CPCS-3 取得者であり，JRSC の会員であること
 - ウ 包括システムによるロールシャッハ・テストを用いた事例検討が研修会の中心であること
 - エ プロトコル，スコアの継列，構造一覧表等の必要なデータが提供され，対象者の自己理解や心理支援のための事例検討であること
 - オ 1 回の研修時間が 3 時間以上の研修会であること
 - カ 指定された申請用紙（別紙）を用いて，**B** 研修会の認定申請をし，認定された後も，参加者名簿を含めた定期的な報告書を提出すること
 - キ 研修会の参加人数は，講師を入れて最低でも 3 名以上とすること
- (3) **B** 研修会においては，理解度確認のための試験は行わない。

4 必須研修会のポイント

(1) 参加者

A研修会 2ポイント

B研修会 前記3(1)の研修会 2ポイント

前記3(2)の研修会(5時間以上) 2ポイント

前記3(2)の研修会(3時間以上5時間未満) 1ポイント

(2) **B**研修会における事例提出者

前記3(1)の研修会 5ポイント

前記3(2)の研修会(5時間以上) 5ポイント

前記3(2)の研修会(3時間以上5時間未満) 3ポイント

5 資格認定申請のために必要なポイント等

(1) **A**研修会と**B**研修会の合計ポイントが12以上であること

(2) **A**研修会と**B**研修会の受講の順番は問わないが、**A**研修会における理解度確認のための試験に合格していること

以上